

## 随意契約及び比較見積省略理由書

### 大和川下流流域下水道 今井戸系雨水ポンプ場 ポンプ井排水ポンプ補修工事

本業務は、今井戸系雨水ポンプ場に設置されているポンプ井排水ポンプについて、高い信頼性と安定した機器の運転を確保するために、機器の腐食、摩耗、異常を確認し、分解清掃・測定・消耗部品交換・調整等を行うことにより、プラント機械設備として性能を維持するものである。

当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものである。

従って本業務を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び点検整備に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本業務を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施した三菱重工業㈱から事業を譲渡された新菱工業㈱以外にないため、大阪府との契約窓口である同社大阪営業所より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結するものである。

また、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号の規定により、比較見積を省略することとします。